

道路交通法等の一部改正

自動運転技術の実用化に対応するための規定が整備されました！

令和2年4月1日施行

自動運行装置の定義等

- 道路運送車両法に基づき、自動運転システムを「自動運行装置」と規定しました。
- 自動運行装置を使用して自動車を用いる行為は「運転」に該当すると規定しました。

自動運行装置を使用する運転者の義務

- 自動運行装置が使用条件（国土交通大臣が付する条件）を満たさない場合は、安全かつ正常な作動が担保されないことから、同装置を使用した運転が禁止されます。

- ✓ 罰 則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失の場合10万円以下の罰金
- ✓ 違反点：2点【自動運行装置使用条件違反】
- ✓ 反則金：大型 12,000円、普通 9,000円、二輪 7,000円、原付(小特のみ) 6,000円

- 自動運行装置を適切に使用し、かつ整備不良車両に該当しないなどの場合に限り、携帯電話使用等の禁止規定が適用されないこととなります。

「作動状態記録装置」による記録

- 自動運行装置の作動状態の確認に必要な情報を記録する「作動状態記録装置」が、情報を正確に記録することができない場合は運転が禁止されます。

- ✓ 罰 則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ✓ 違反点：2点【作動状態記録装置不備】
- ✓ 反則金：大型 12,000円、普通 9,000円、二輪 7,000円、原付(小特のみ) 6,000円

「自動運行装置」に係る「整備不良車両」の運転の禁止

- 保安基準の対象となる自動運行装置に係る「整備不良車両」の運転が禁止されます。

- ✓ 罰 則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失の場合10万円以下の罰金
- ✓ 違反点：2点【整備不良（制動装置等）】
- ✓ 反則金：大型 12,000円、普通 9,000円、二輪 7,000円、原付(小特のみ) 6,000円

「作動状態の確認に必要な記録」の提示要求

- 警察官が自動運行装置に係る整備不良車両と認めるときは、記録の提示を求めることができます。

- ✓ 罰 則：提示の要求・検査を拒み又は妨げた者→3月以下の懲役または5万円以下の罰金